

国際的・地域的な取組

第1章 国際連合における取組

第1節 国際連合における議論

第2節 総会（第一委員会）

第3節 安全保障理事会

第4節 国連軍縮諮問委員会

第5節 国連軍縮会議

第2章 ジュネーブ軍縮会議（CD）

第3章 G8における取組

第4章 地域的取組

第1節 地域的枠組み

第2節 アジア不拡散協議（ASTOP）

第1章 国際連合における取組

第1節 国際連合における議論

国際連合は、1945年の創立以来、国連憲章第11条（国連総会が、軍縮について審議し、加盟国もしくは安全保障理事会に勧告を行うことを規定）等に基づき、軍縮問題についても積極的に取り組んできた。

冷戦時代は、非同盟諸国のイニシアティブによって、1978年、1982年、1988年と計3回の国連軍縮特別総会が開催されるなどの動きはあったものの、全体としては国連を通じた具体的な軍縮・不拡散上の成果は限定的であり、むしろ二国間又は地域的な枠組みを通じて主要な軍縮の合意が形成されてきた。

他方、国連は基本的に総会における議論及び決議の採択という形で軍縮に関与してきている。これらの議論や決議は、その時々国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた。

冷戦終焉後は、国連軍備登録制度の設置（1991年）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の国連総会における採択（1996年）、国連小型武器行動計画の採択（2001年）、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の採択（2005年）等、国連総会の間を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果が上げられている。また、安全保障理事会は、2001年の米同時多発テロ以降のテロ組織等非国家主体に対する大量破壊兵器拡散への懸念の高まりを受けて、2004年4月には不拡散に関する安保理決議第1540号を採択した。また、2006年以降、北朝鮮やイランといった個別の地域問題等について、制裁を含む決議を採択しており、国際的な不拡散体制の強化に安保理が果たす役割は、近年急速に増大している。

なお、国連事務局にあった軍縮局は国連によるこれらの活動を支え、軍縮担当の事務次長ポストを1987年から1992年まで明石康氏が、2003年5月から2006年1月まで阿部信泰現駐スイス大使が、2006年4月から2007年2月まで田中信明現駐トルコ大使が務めたが、同局は2007年2月に採択された国連総会決議により、同年4月廃止され、軍縮は事務総長の直轄事項となり、事務次長レベルの上級代表が統括することとなった。現在、ブラジルの元外交官のデュアルテ氏が上級代表を務めており、その下に、ジュネーブ軍縮会議事務局及び会議支援部門、大量破壊兵器部門、通常兵器部門、地域軍縮部門、査察・データベース・情報部門の5部門がある。

第2節 総会（第一委員会）

国連において軍縮・不拡散分野の問題は、主にすべての加盟国が参加できる総会の中で軍縮・国際安全保障関係のテーマを議論する「[第一委員会](#)」において行われている。そのほか、総会の枠外で特定の問題をその都度重点的に取り上げて議論する「[国連軍縮委員会（UNDC）](#)」も存在する。

1. 第一委員会

従来、国連総会の第一委員会においては、軍縮問題が、政治、安全保障、技術の問題等と一緒に議論されていたが、1978年の第1回国連軍縮特別総会は、「総会の第一委員会は、軍縮問題及び関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」旨の決定を行い、以降第一委員会では主として軍縮・国際安全保障問題が議論されてきている。この委員会は、毎年秋の国連総会一般討論後、約5週間の会期で開催される。

第一委員会では毎年数多くの軍縮関連の決議が採択され、国際的な気運を高めたり、方向性を示

す上で役割を果たしている。また、その動向は軍縮・不拡散の流れを見極める上で極めて重要である。日本も毎年、この分野における重要事項の決議案を提出している。

具体的には、核軍縮について、1994年から1999年まで「究極的核廃絶決議案」を提出し、2000年以降は、2000年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の成果を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道筋を示した決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出した。2005年以降には、同年5月のNPT運用検討会議の決裂、9月の国連首脳会合成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を提出してきており、2007年も国際社会より変わらぬ圧倒的支持（国連総会本会議において170か国の賛成により採択）を得た。

また、日本は、小型武器問題について国際社会で本格的に提起された1995年からほぼ毎年、小型武器に関する決議案を提出している。2007年の決議案は、小型武器非合法ブローカリング政府専門家会合報告書勧告の実施を奨励し、2008年7月に次回隔年会合の開催を決定する等を内容とするもので、日本は南アフリカ、コロンビアと共同提案し、圧倒的多数により採択された。

2. 国連軍縮委員会（UNDC）

国連は、軍縮問題について研究・勧告を行う目的で、当初「原子力委員会」と「通常軍備委員会」の2つの委員会を設置した。その後、1952年の第6回国連総会において、両者の業務を統合し、新たな軍縮交渉を行う機関として「国連軍縮委員会（UNDC）」が設置された。この委員会は、軍縮問題で見るべき成果を上げることができず、長い間休眠状態にあった。1978年の第1回国連軍縮特別総会において、この委員会を改編し、すべての国連加盟国が参加する国連総会の補助機関として、現在の国連軍縮委員会を設立することが決定された。

国連軍縮委員会は、その翌年の1979年より毎年、4～5月の時期に約3～4週間の会期でニューヨークにて議論を行っており、慣行として、同一の議題を3年間継続して扱う。1997年から1999年まで3年間継続して論じられた議題は、「非核兵器地帯」、「第4回軍縮特別総会」及び「実際の軍縮」の3つであった。

2000年から2003年までは、新しく「核軍縮プロセスを進めるための方法と措置」及び「通常兵器の分野における実効的な信頼醸成措置」の2つの議題が取り上げられたが、参加国間での合意が達成されず、作業文書は採択されなかった（2002年は例外的に未開催）。また、2004年からは新たな議題で議論が行われる予定であったが、2004年、2005年とも議題について合意が得られないまま会期が終了した。

2006年からは、「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」、「通常兵器分野における現実的な信頼醸成措置」及び「UNDCの作業の効率性向上のための措置」の議題が取り上げられ、2008年会期における最終文書を目指して活発な議論が進められている。

第3節 安全保障理事会

軍縮・不拡散の問題は、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である安全保障理事会においても取り上げられてきている。

NPTが成立した1968年には、いわゆる「積極的安全保証」（核兵器の使用の犠牲になったか、或いはその威嚇を受けている非核兵器国に対して積極的に援助を与えること）に関する安保理決議第255号が採択され、また、1995年には、NPT交渉過程から非核兵器国により問題提起され続けてきたいわゆる「消極的安全保証」（核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しない、又は使用すると威嚇を行わないこと）に関する安保理決議第984号が採択された。さらに、1992年1月には、軍縮、軍備管理及び

不拡散における進展が国際の平和と安全の維持に果たす決定的な役割を再確認し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であるとする安保理議長声明が発出された。

安保理は、2004年4月に、不拡散に関する安保理決議第1540号を全会一致で採択した。これは、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを明記した国連憲章第7章下の初の安保理決議である。決議の主な内容は、(1)大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送等又は使用を試みる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支援を提供することも差し控えることを決定、(2)非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器等を製造、取得、所持、開発、輸送等又は使用すること及びそうした活動に関与、共犯として参加、支援又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択・実施することを決定、(3)大量破壊兵器等の拡散を防止するため、関連物資等に対する国内管理を確立するための効果的な措置をすべての加盟国がとることを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理を策定、維持することを決定するものである。この決議に基づき、安保理の下に設置期間を2年間とする委員会（通称「1540委員会」）が置かれ、すべての加盟国が、本件決議の実施につき報告することが定められた。また、自国領域内においてこの決議の条項を実施するにあたり法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている。なお、2006年4月に採択された安保理決議第1673号により、同委員会の設置期間は2年間延長された。

日本は、同決議に基づき、決議の実施に関して日本が取っている措置を1540委員会に報告するとともに、同決議を各国が完全に実施するよう呼びかけ、そのために必要な支援を行う用意がある旨表明してきている。

安保理は、上記のように、安全の保障や軍縮・不拡散一般に関する決議・議長声明を発出してきているが、これらとは別に、個別の地域問題についても、決議や議長声明を発出してきている（「第2部地域の不拡散問題と日本の取組」も参照）。特に、2006年以降、北朝鮮及びイランの核問題等に関して一連の決議が採択されたことは、不拡散分野における安保理の取組として大きな進展である。なお、我が国は、いずれの決議も誠実に履行している。

2006年7月に実施された北朝鮮のミサイル発射に対して、安保理は、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮及び加盟国に具体的な措置の実施を求める安保理決議第1695号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、弾道ミサイル計画活動の停止、モラトリアム再確認、六者会合復帰等を要求するとともに、すべての加盟国に、厳格な輸出管理、資金移転防止措置等を要求している。

同年10月の北朝鮮による核実験実施の発表を受けて、我が国が議長国を務めていた安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画、大量破壊兵器・弾道ミサイル計画の放棄等を要求するとともに、すべての加盟国が、軍関連及び核・ミサイル・大量破壊兵器関連の特定品目等の供給防止、奢侈品の輸出禁止、関係者の入国禁止、資産凍結等を行うことを要請している。

また、国際社会の度重なる非難を無視してウラン濃縮関連活動等を行ってきたイランに対して、安保理は、2006年3月、イランの核問題に関するIAEA理事会の要求事項を履行するよう求めた議長声明を採択したのに続き、同年7月には、イランに対し、すべての濃縮関連・再処理活動の停止を義務付ける内容の安保理決議第1696号を採択した。同決議の採択にもかかわらず、イランは濃縮関連活動を続けたため、イランに対する制裁措置を含む以下の安保理決議を全会一致で採択した。

同年12月に採択された安保理決議第1737号では、イランに対し、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止等を再度義務づけるとともに、すべての加盟国に対し、イランに対する核・ミサイル関連物資・技術及び関連する資金の移転防止、核・ミサイル関連品目のイランからの調達禁止、イランの核活動等に関与する団体・個人の資産凍結、入国・通過の監視・通知、関連する分野での専門教育・訓練の監視・防止等の措置を講じることを義務づけている。

2007年3月に採択された決議第1747号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加するとともに、イランからの武器調達禁止、イランへの大型武器輸出等の監視及び抑制、イランへの新規無償援助・借款等の停止（人道・開発目的を除く）等の措置をとるよう加盟国に要請している。

第4節 国連軍縮諮問委員会

国連軍縮諮問委員会は、国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う。例えば、1998年、国連は機構改革の一環として、政務局内の軍縮センターを軍縮局という独立の局に格上げしたが、これはこの委員会の勧告に基づいた措置であった。また、ジュネーブの国連軍縮研究所（UNIDIR）の運営を監督する理事会としての機能も併せ持つ。

この委員会の沿革は、1978年の第1回国連軍縮特別総会でワルトハイム国連事務総長（当時）が行った提案に基づき、事務総長の下に30人の有識者より構成される軍縮諮問委員会が設置されたことに始まる。当時の委員会は、計7回の会合を開催して1981年にその任務を終了したが、1982年、第37回国連総会決議（37/99K）によって同委員会の復活が決定され、現在に至っている（1989年に現在の名称に改定）。

この委員会は、毎年2回、ニューヨークとジュネーブで会合を開催している。メンバーについては、個人の識見を基礎とし、公平な地域代表の原則を考慮して事務総長が任命する委員から構成されることとなっており、委員数は約20名である。委員は個人の資格で任命される。日本からは、1992年から1998年まで堂之脇光朗元軍縮大使（当時）が、1999年から2002年まで田中義具外務省参与（元軍縮代表部大使）（当時）が、2003年からは猪口邦子軍縮代表部大使（当時）が委員を務めた。2007年7月に開催された第48回国連軍縮諮問委員会では、軍縮部門が事務総長直轄となったこともあり、事務総長も参加して「新たな武器技術」及び「宇宙における軍拡抑制」の二つをテーマとして議論が行われた。

第5節 国連軍縮会議

国連軍縮会議は、アジア・太平洋地域において、軍縮問題に対する意識を高め、また、互いに国交のない国も含めて、軍縮・安全保障に関する対話を行う場を提供するという観点から、1989年より基本的に毎年2回（うち1回は日本）で開催されている。これは、1988年に設置された国連アジア太平洋平和軍縮センター（当初はアジア平和軍縮センター）の主催である。この会議では、国連総会やジュネーブ軍縮会議など、各国政府代表で構成される通常の軍縮会議のように条約交渉や決議、アピールを行うのではなく、世界各国の政府高官や軍縮問題の専門家などが、個人の資格で参加し、毎回のテーマに沿った討議を行っている。

国連軍縮会議は、1988年の第3回国連軍縮特別総会において、竹下内閣総理大臣（当時）より、国連主催の軍縮会議を日本で開催する用意があると表明したことを受けて、1989年以来毎年、日本政府の後援の下で、日本国内の地方都市で開催されている。これは、日本の軍縮に対する積極的な姿勢を国内外にアピールする良い機会になるとともに、この種の会議を全国の様々な都市で開催することにより、軍縮問題に対する日本国民の関心を高め、またこのような国民の関心に応じていくことに寄与する効果も期待されている。これまで、広島、長崎をはじめとして、京都、仙台、札幌、秋田、金沢、大阪で開催されており、2007年は、8月27日から29日まで札幌市で開催された。また、毎年、政府の代表が出席し、会議の冒頭に演説を行っている。



国連軍縮札幌会議（2007年8月）

第2章 ジュネーブ軍縮会議（CD）

1. 設立の経緯

冷戦期、国連を中心とした軍縮努力がなかなか進展しない中、1959年9月、米国、英国、フランス、ソ連の4か国共同コミュニケにより、国連の枠外の軍縮交渉の場として「10か国軍縮委員会」がジュネーブに設置された。この委員会には東西両陣営より5か国ずつが参加したが、その後、非同盟諸国8か国を加えた「18か国軍縮委員会」（1962年～1969年）、「軍縮委員会会議」（1969年～1978年。メンバー国は最多時で31か国）を経て、1978年の第1回国連軍縮特別総会の決定を受けて「軍縮委員会」（加盟国40か国）に改組され、1984年に名称のみが変更されて現在のジュネーブ軍縮会議（CD）となった。

2. 活動の態様とこれまでの成果

CDの現在の加盟国は65か国であり、①先進国7か国（G7）諸国をはじめとする西側グループ（25か国）、②ロシアを中心とする東側グループ（6か国）及び③途上国等からなるG21（33か国）グループの3つのグループ、さらにいずれのグループにも属さない中国により構成される。日本は1969年以来の加盟国であり、西側グループの一員となっている。会議事務局はジュネーブの国連欧州本部に置かれており、2～3か月間の会期が年に3回開催される。CDでは、意思決定は手続事項も含めてすべてコンセンサスで行われている。

CDは軍縮に関する多数国間の「交渉」を行う唯一の機関であり、この点で、国連総会の下にある軍縮「審議」機関である国連軍縮委員会とは性格を異にしている。

CDあるいはその前身の機関においては、重要な軍縮・不拡散に関する条約が審議・作成されてきた。例えば、部分的核実験禁止条約（PTBT、1963年採択）、核兵器不拡散条約（NPT、1968年採択）、生物兵器禁止条約（BWC、1971年採択）、化学兵器禁止条約（CWC、1992年採択）、包括的核実験禁止条約（CTBT、1996年採択）などが挙げられる。

第3章 G8における取組

国際社会が直面する最も重要な課題について主要先進国が一致して具体的行動をとるための首脳間協議の場であるG8においては、近年、軍縮・不拡散の問題に特に大きな重要性が与えられるようになってきている。

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件により、大量破壊兵器の拡散、中でも大量破壊兵器とテロとの結びつきは、国際社会における最大の脅威として受け止められるようになった。このような認識を反映して、2002年のカナナスキス・サミット以来、不拡散に関する独立の文書がG8の場で採択されてきている。カナナスキス・サミットでは、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」関連文書（「声明」、「指針」、「原則」）（第3部第8章第2節参照）が採択され、それ以降、2003年のエビアン・サミットでは「大量破壊兵器の不拡散：G8宣言」が、2004年のシーアイランド・サミットでは「不拡散に関するG8行動計画：G8声明」が、2005年のグレンイーグルズ・サミットでは「不拡散に関するグレンイーグルズ声明：G8声明」が、2006年のサンクトペテルブルク・サミットでは「不拡散に関する声明」が、そして2007年のハイリゲンダム・サミットでは「不拡散に関するハイリゲンダム声明」が、それぞれ採択された。

米国同時多発テロ以降のこれらのサミット文書を概観すると、NPT、IAEA包括的保障措置協定及び追加議定書、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する多数国間条約体制の普遍化・機能強化という従来からのアプローチに加え、拡散問題に対処する上での国連安保理の役割を強調して各国による不拡散規範順守を確保しようとする試み、拡散懸念国やテロリストに大量破壊兵器及び関連物質が渡ることを防ごうとする試み（安保理決議1540、PSI、濃縮・再処理の機材・技術の移転制限、G8グローバル・パートナーシップ、核テロリズム対策）にも大きな比重が与えられており、G8として国際社会が直面する脅威に如何にして実効的に立ち向かうかを追求する姿勢が表れている。

特に、2004年のシーアイランド・サミットにおいて採択された「不拡散に関するG8行動計画」では、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、国内実施体制整備や法執行能力向上等の支援、不拡散に関する安保理決議第1540号の完全履行、濃縮・再処理関連資機材・技術の移転制限、IAEA追加議定書の普遍化、IAEAの機能強化、PSIの強化、北朝鮮及びイラン等の地域の核問題への対処、G8グローバル・パートナーシップの取組の継続、生物テロに対する防衛、化学兵器の拡散への対処、原子力の安全とセキュリティ等の大量破壊兵器に関連する問題に関して国際社会が取り組むべき課題と方策を包括的かつ具体的に提示し、実行することに合意した。また、2006年のサンクトペテルブルク・サミットで採択された「不拡散に関する首脳声明」では、これらの方策に加えて、原子力の平和的利用（核燃料サイクルに関する諸提案（第1部第6章参照））が取り上げられたことが注目される。

2007年のハイリゲンダム・サミットで採択された「不拡散に関するハイリゲンダム声明」は、大量破壊兵器の不拡散及びテロ対策が国際安全保障にとって極めて重要であるとの認識を再確認しつつ、これらに取り組むG8のコミットメントを改めて表明した上で、軍縮・不拡散関連条約の強化・普遍化、各国による不拡散取組（PSIを含む）強化の奨励、各国による不拡散関連の安保理諸決議（安保理決議第1540号他）の履行要請、グローバル・パートナーシップの実施継続、IAEA包括的保障措置協定及び追加議定書の普遍化、NPTの3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）の全てに対するコミットメントの再確認と同条約運用検討プロセスの成功に向けた努力の表明、濃縮・再処理関連資機材・技術の移転制限、核燃料サイクルに関する諸提案、イランの核問題、北朝鮮の核・ミサイル問題、各国に対する「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」への参加要請と関連国際条約の署

名・締結要請等を取り上げている。

さらに、近年のサミットにおいては、「原子力カルネッサンス」の流れを受け、不拡散の文脈だけではなく、エネルギー安全保障及び気候変動対策の文脈においても原子力の平和的利用が頻繁に取り上げられている。これらサミット文書においては、原子力エネルギーの利用は、「核不拡散を確保するための強固な体制及び核物質や原子力施設についての安全性とセキュリティに係る確実な制度に基づくものでなければならない（2006年サンクトペテルブルク・サミットの「世界のエネルギー安全保障」）ことや「原子力利用において安全、セキュリティ及び不拡散が最も重要であること（2007年ハイリゲンダム・サミットの「世界経済における成長と責任」）が謳われている。



G8ハイリゲンダム・サミットに臨む安倍総理大臣（2007年7月）
（提供：The Press and Information Office of the Federal Government of Germany）

第4章 地域的取組

第1節 地域的枠組み

1. 総論

アジアを舞台とした大量破壊兵器関連物資の不正な調達活動の事例が複数報告されているように、この地域における不拡散体制の整備・充実は喫緊の課題となっている。この背景には、域内各国における大量破壊兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大や、中継貿易地としての同地域の重要性の増大の一方で、不拡散の重要性に対する認識や輸出管理体制の整備が十分でないことが挙げられる。

このような状況において、アジア諸国を国際的不拡散体制の中に取り込み、域内で協力して不拡散の問題に対処していくことは一層重要になっている。日本は、アジア輸出管理セミナーやアジア不拡散協議（ASTOP）（第2節参照）など各種の会合を主催し、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めている。

2. アジア輸出管理セミナー

アジア輸出管理セミナーは、上記のような状況を踏まえ、アジア諸国・地域の不拡散・輸出管理担当者を対象に、外務省及び経済産業省の委託事業として、財団法人 安全保障貿易情報センター（CISTEC）の主催により、1993年から毎年開催されている。同セミナーは、アジア地域の輸出管理制度の強化及び不拡散体制の整備のためには、アジア諸国・地域間の協力が必要不可欠との認識の下、同地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高め、その輸出管理制度を強化することを目的としている。

2007年11月には、アジア17か国・地域を招聘した他、協力国・地域として米英等7か国・地域の参加も得て、日本を含めた計25か国・地域参加の下、第15回会合が行われ、最近の大量破壊兵器の拡散と輸出管理を巡る動向、アジアにおける輸出管理政策の進展、輸出管理制度の強化にかかる課題、輸出管理における最近の重要課題、効果的な輸出管理制度、国際連携といった課題につき活発な議論が行われた。

第2節 アジア不拡散協議（ASTOP）

日本は、2003年以来、ASEAN諸国、中国、韓国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米・豪から局長級の不拡散政策担当者を招いてアジア不拡散協議（ASTOP（エーストップ））を開催してきている。同会合は、アジアにおける大量破壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取組強化・認識の向上、及び、2003年5月に発足した「拡散に対する安全保障構想」（PSI、第6部第3章参照）をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論することを主眼として開始された。

同会合は、2003年以来毎年開催されており、最近では、2007年1月25、26日に第4回協議が開催され、不拡散体制を強化する重要性・緊急性が一層増大しているとの認識の下、①IAEA追加議定書、②安保理決議第1540号、③地域の不拡散問題と安保理決議（北朝鮮、イラン）、④核燃料供給保証、⑤核セキュリティ、⑥PSIについて議論が行われた。なお、第4回協議には、カナダ及びニュージーランドも出席した。

こうした努力の結果、各国の不拡散分野での取組、特にIAEA追加議定書の締結やPSIの分野での取

組が着実に進展している点を確認されるとともに、関連安保理決議の履行を含め各国の国内体制整備等に関する経験を他の参加国と共有することによって、理解が増進され、今後の積極的な取組を促進する効果が生まれている。また、アジア各国が不拡散に関する措置を国内的に実施していくために必要な支援や協力の内容が明らかになり、今後の具体的協力の方向性が明確に示される成果を上げている。



ASTOP IV (2007年1月25日)
開会セッションにおいて浅野外務副大臣(当時)の基調演説を聞く各国参加者